

## ○岡谷市就業・創業移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内企業等の担い手不足の解消及び移住の促進を図るため、東京圏、愛知県及び大阪府から移住した者に対し、予算の範囲内で補助金（以下「移住支援金」という。）を交付することについて、岡谷市補助金等交付規則（昭和49年岡谷市規則第13号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令和2告示24・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 令和元年7月1日以降に岡谷市に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本市に置くことをいう。
- (2) 企業等 移住支援金の対象として長野県が選定した法人等であって、長野県が開設する求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載したもののほか、移住支援金の要件を満たすものをいう。
- (3) 創業支援金 国及び長野県の地方創生起業支援事業に基づき、長野県が交付する支援金をいう。
- (4) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。

(令2告示24・令和3告示58・一部改正)

(交付対象者)

第3条 移住支援金の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号及び第2号の要件を全て満たす者若しくは、第1号の要件を全て満たし、かつ創業支援金の交付決定を受けている者とする。ただし、この事業と同様の趣旨により国、都道府県又は市が行う補助事業又は岡谷市空き家バンク移住・田舎暮らし応援事業補助金等交付要綱（令和3年岡谷市告示第53号）、岡谷市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（賃借に係る住居費に対する補助金を除く。）、岡谷市若者移住者住まいの支援事業補助金交付要綱（令和5年岡谷市告示第50号）等の補助金の交付の対象となる場合は、移住支援金の対象者になることはできない。

(1) 移住等に関する要件

- ア 移住の直前の10年間のうち、通算して5年以上東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労（被用者としての就労の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての就労に限る。以下同じ。）していたこと。
- イ アの期間については、東京圏、愛知県又は大阪府内に在住し、かつ、東京圏、愛知県又は大阪府内の大学等へ通学し、かつ、東京圏、愛知県又は大阪府内の企業等へ就職した者については、当該通学に係る期間を通算することができる。
- ウ 移住の直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労していたこと。この場合において、就労期間については、当該移住した者の就労の状況に応じ、移住の直前の3箇月間のうち、いずれかの日を当該1年の起算日とすることができる。
- エ 移住支援金の交付申請日から5年以上継続して市内に居住する意思を有していること。
- オ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- カ 日本人又は外国人（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有する者に限る。）であること。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる(A)から(D)までのいずれかに該当すること。

(A) 一般の場合

- 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- ア 企業等の求人に応募し、採用されていること。
- イ 採用された企業等の勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。
- ウ 3親等以内の親族が代表者又は取締役などの経営を担う職務を務めている企業等への就業でないこと。
- エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて企業等に就業し、移住支援金交付申請時において当該企業等に勤務していること。
- オ アの応募した日が、企業等の求人情報がマッチングサイトに掲載された日以降であること。
- カ 移住支援金の交付申請日から5年以上継続して企業等に勤務する意思を有していること。

キ 企業等への就業は、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(B) 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して長野県内で就業した者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の交付申請時において当該企業等に在職していること。

ウ 当該企業等に、移住支援金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(C) テレワーカーの場合

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住前での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等からの資金提供を受けていないこと。

(D) 関係人口の場合

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 市長が次のいずれかに該当する者であると認めるもの

（ア）岡谷市に通学、通勤又は居住をしたことがある者

（イ）岡谷市にふるさと納税をしたことがある者

（ウ）岡谷市で二地域居住又は週末暮らしをしたことがある者

（エ）岡谷市で地域活動に参画したことがある者

（オ）長野県又は岡谷市の移住施策に参画したことがある者

（カ）（ア）から（オ）までに掲げるもののほか、市長が特に認める者

イ 次のいずれかに該当する企業に就業している者

(ア) 次に掲げる要件のいずれにも該当する企業等

- a 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- b 資本金の額が10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金の額が概ね50億円未満の法人であり、かつ、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど個別に判断することが必要な場合において、当該企業の所在する市町村の長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。
- c みなし大企業（次のいずれかに該当する法人をいう。）ではないこと。ただし、bの括弧書きの規定により知事が必要と認める法人については、次に掲げる要件の判定に当たり資本金10億円以上でないものとみなす。
  - (a) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
  - (b) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
  - (c) 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
- d 本店、支店又は事業所の所在地が長野県内にある法人等であること。
- e 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。）以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。
- f 雇用保険の適用事業主であること。
- g 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

h 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

i 長野県税の未納がないこと。

(イ) 長野県が認証した、職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業

ウ 次のいずれにも該当する労働条件等で就業している者

(ア) 勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。

(イ) 就業先が3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務める企業等でないこと。

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の交付申請時において当該企業等に在職していること。

(エ) 当該企業等に、移住支援金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(令和2告示24・令和3告示58・一部改正)

(移住支援金の区分及び額)

第4条 移住支援金は、世帯に対し交付するものとし、交付区分及び額は別表のとおりとする。この場合において、世帯に複数の交付対象者がいる場合であっても、移住支援金の交付の対象は1世帯当たり1人までとする。

(交付申請等)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に岡谷市移住支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 第3条第1号及び第2号の要件を全て満たす者 移住した日から起算して1年以内

(2) 第3条第1号の要件を全て満たし、創業支援金の交付決定を受けた者 創業支援金の交付決定を受けた日から起算して1年以内

2 前項の規定にかかわらず、当該年度の申請は1月末日までとする。

(令和3告示58・旧第6条繰上・一部改正)

(交付決定及び額の確定等)

第6条 市長は、前条の申請等があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、長野県に対し、「UIJターン就業・創業移住支援事業補助金交付申請書」(県の要綱「様

式第1号」)により、補助金の交付申請を行うものとする。

2 市長は、長野県から移住支援金の交付決定を受けた場合において、岡谷市移住支援金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、不相当と認めるときは、その理由を付して、岡谷市移住支援金交付申請却下通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(令和3告示58・旧第7条繰上・一部改正)

(移住支援金の交付)

第7条 市長は、前条第2項の規定による移住支援金の交付決定等をしたときは、当該者に対し、移住支援金を交付するものとする。

(令和3告示58・旧第8条繰上・一部改正)

(移住支援金の返還)

第8条 市長は、移住支援金の交付決定等を受けた者が次に掲げる事項に該当するときは、当該交付決定等の全部又は一部を取消し、既に移住支援金を交付しているときは、期日を定め当該支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、企業等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると市長が認めたとき又は移住支援金の交付申請日から1年以上5年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した日から3か月以内に移住支援金の要件を満たす別の職に就いたときは、この限りではない。

(1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたとき。

(2) 創業支援金の交付決定を取り消されたとき。

(3) 移住支援金の交付申請日から市外に転出した日又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が3年に満たないとき。

(4) 移住支援金の交付申請日から市外に転出した日又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が3年以上5年以内であるとき。

2 前項に定める交付決定等の取消し及び移住支援金の返還は、同項第1号から第3号までにあつては全額に相当する額とし、同項第4号にあつては半額に相当する額とする。

(令和3告示58・旧第9条繰上)

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令和3告示58・旧第10条繰上)

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第24号）

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の岡谷市就業・創業移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に岡谷市へ移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年告示第58号）

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の岡谷市就業・創業移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に岡谷市へ移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年告示第48号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の岡谷市就業・創業移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に岡谷市へ移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年告示第52号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の岡谷市就業・創業移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に岡谷市へ移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

## 附 則

### (施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この告示による改正後の岡谷市就業・創業移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に岡谷市へ移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

### 別表（第4条関係）

交付世帯区分	1世帯当たりの支援金の額
単身の世帯	60万円
2人以上の世帯	100万円。ただし、18歳未満の世帯員を帯同するときは、当該世帯員一人につき100万円を加算する。

### 備考

2人以上の世帯に関する要件は、次のとおりとする。

- (1) 世帯を構成する者（以下「世帯構成員」という。）が、移住元及び申請時において同一世帯に属していること。
- (2) 世帯構成員が、この要綱の施行日以後に移住し、交付申請時において移住した日から起算して、1年以内であること。
- (3) 世帯構成員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。